

## 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 29 年 6 月 2 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 29 年 6 月 15 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 29 年 7 月 21 日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
税 政 課	<p>（特別徴収義務者調査の更正処理について）</p> <p>産業廃棄物税に関する特別徴収義務者調査のうち 1 件について税額の更正を要するものがあった。しかし、追加税額が僅少ということもあり、更正せず、次回の申告書に追加して申告納入するよう指導を行っていた。</p> <p>税額の更正を要するものについては、金額の多寡にかかわらず、事実確認後、速やかに更正処理をする必要がある。</p>	<p>本指摘事項については、不適切な事務処理として、平成 28 年 9 月 26 日付け税第 226 号総務部長通知にて各総合支庁長宛て文書注意を行った。</p> <p>また、平成 29 年 2 月 17 日に開催した各総合支庁税務担当課長の会議において、本指摘事項について説明の上注意喚起を行い、再発防止を徹底した。</p>
税 政 課	<p>（税務システム接続のためのパスワードの定期的な変更について）</p> <p>「窓口専用端末操作用 I D」のパスワードについては 1 箇月毎に変更されることになっている。しかし、一部の総合支庁において奇数の月と偶数の月で 2 つのパスワードを交互に使用していた。</p> <p>税務システム操作の I D パスワードについては、情報管理の徹底を図るため、「税務総合電算システム運用管理要領」や「山形県情報セキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、適切なパスワード変更が必要である。</p>	<p>平成 29 年 2 月 17 日に開催した各総合支庁税務担当課長の会議において、パスワードの適正な管理・運用について注意喚起を行った。</p> <p>この他、人事異動に伴う税務電算システム利用者 I D に係る手続等について、平成 29 年 3 月 13 日付け税第 402 号総務部税政課長通知を各総合支庁税務担当課（室）長宛て発出し周知を図るとともに、同年 4 月 20 日～21 日に新任税務職員税務システム研修会を開催し、I D パスワードの適正な運用について指導を行った。</p> <p>今後も、各種会議等の機会を捉え、I D パスワードの適正な運用を徹底する。</p>